

道頓堀川・船着場ネーミングライツ付与契約書（案）

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する道頓堀川・船着場に係る、船着場ネーミングライツ（以下「ネーミングライツ」という）を乙に付与するに際し、次のとおりネーミングライツ付与契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツに係る通称名の命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

甲は、乙から支払われる契約料を河川の維持管理に活用するため、道頓堀川・船着場ネーミングライツ事業を実施し、乙は、甲の事業目的に賛同して、契約料（協賛金）を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の道頓堀川・船着場を対象とするものとする。

対象船着場	所在
正式名称	
△△△船着場	▽▽▽区▽▽▽地先

2 乙は、事前に甲に提案し、甲に承認を得た名称（以下「本件名称」という）を対象船着場の正式名称含む通称名として命名することができる。

本件名称	通称名
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ △△△船着場

3 乙は、第5条第1項の規定に基づき、対象船着場の案内板等に本件名称を含む通称名に係る名称標示を設置することができる。

4 乙は、船着場に係るネーミングライツの保有者であることを、乙の管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は3年間とし、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和△△年△△月△△日までとする。

2 乙の名称標示開始日は、令和〇〇年〇〇月〇〇日以降とする。

（契約料と支払等）

第4条 本契約に基づく契約料は、前条に規定する期間中の1年間につき、〇〇〇円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む）とする。なお、消費税率が改正された場合、国の取り扱いに従い契約変更等の処理を行うものとする。

2 乙は、前項に定める契約料を、甲が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。

なお、納付方法は年度ごとに、甲の請求に基づき、各年度分を納付期日までに一括して納付することを基本とする。ただし、契約年度分の納付期限については、甲が請求を行

った日から2週間以内を原則とします。

- 3 乙が、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、甲は、延滞期間に応じ、契約料に税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年3月19日条例第12号）に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。
- 4 甲は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することがある。

（名称の標示）

- 第5条 乙は、河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認を受け、名称標示を設置しなければならない。名称標示の設置費用は、乙の負担とする。
- 2 名称標示の設置後、本契約が終了するまでの期間について、乙は、河川法第20条の承認を受け、（別添の維持管理水準（案）を満たす）維持管理計画を提出の上、乙の責任と費用負担により、名称標示を維持管理しなければならない。また、乙は、この維持管理計画に基づき、各年度の維持管理等の内容についてまとめた維持管理報告書を、翌年4月末日までに甲に報告するものとする。
 - 3 乙は、名称標示の全部又は一部が汚損や破損等で清掃、補修等が必要と、甲が判断した場合は、河川法第20条の承認を受け、補修、清掃等を実施すること。なお、これらに要する費用については、乙の負担とする。
 - 4 乙は、乙により名称標示を取り付けた河川管理施設が、その瑕疵によって損傷を受けた場合は、乙の責任と費用により、河川法第20条の承認を受け、河川管理施設の復旧を行うものとする。
 - 5 乙は、この名称標示が、その維持管理の期間中に第3者に損害を与えた場合は、乙の責任とし、乙の費用によりこれに対応する。
 - 6 本契約が終了した時は、乙は、河川法第20条の承認を受け、契約満了日までに自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
 - 7 乙は、前項の名称標示の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲が名称標示を除却し、その費用の全額を乙に請求することをあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。
 - 8 名称標示のデザインは別図のとおりとし、設置場所仕様等の詳細については、乙は、河川法第20条の承認を受けるものとする。
 - 9 名称標示は、対象船着場に符合し、甲に帰属するものとする。
 - 10 天災、事故その他の事由により対象船着場が損傷し、名称標示が判別不能となった場合、乙は、第1項の規定に基づき、再度名称標示を設置することができる。
 - 11 乙は、事前に甲に通知のうえ、第5条第1項～第10項に定める、名称標示の設置業務、維持管理業務、撤去業務を第三者に委託することができる。

（名称の変更）

- 第6条 乙は、本契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に説明し、甲の同意を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

（ネーミングライツの放棄・返戻）

- 第7条 乙は、自己の都合により第3条に定める契約期間の満了前にネーミングライツの放棄、返戻を申し入れる場合には、4月前までに書面により甲に申し出るものとする。
- 2 乙による前項の規定による申し出がなされても、甲は、納付済みの契約料は還付しないし、乙は、未払いの契約料があれば、直ちに支払うものとする。
 - 3 乙は、申し入れがあった時から4月後の属する年度末までの契約料を支払うこと。た

だし、当初契約満了日が年度途中であった場合は当初契約期間分までとする。

- 4 乙は、対象船着場に乙が付与した名称標示が残置している場合には、自己の費用と責任において、第5条第6項と同じく、河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認を受けて除去し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
- 5 前項の名称標示の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲が名称標示を除却し、その費用の全額を乙に請求することをあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（ネーミングライツの付与の撤回、剥奪等）

- 第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約期間中であっても、乙に対し、ネーミングライツの付与を撤回し、また剥奪することができる。
- （1） 乙から、指定する期日までに契約料の納付がないとき
 - （2） 乙に、本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
 - （3） 乙が倒産し、また、破産、民事再生、会社更生等の法的倒産手続を申し立てたとき
 - （4） 乙に社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき
 - （5） 建設局の業務上やむを得ない事由が生じたとき
- 2 前項に該当し、甲がネーミングライツの付与の撤回、剥奪をした場合についても、前条第2項、第3項、第4項を準用する。

（知的財産権）

- 第9条 乙が、本件名称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれが無償で使用することを認める。
- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲・乙協議により別途定める。
- 3 本件名称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲を巻き込まない。
- 4 本件名称標示に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲を巻き込まない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

（損害賠償）

- 第10条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（本契約の解除権、解約権）

- 第11条 甲は、乙が本契約に定める条項に違反した場合には、何らの催告なく本件契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が第8条に基づきネーミングライツを喪失したときは、何ら催告なく本件契約を解約することができる。
- 3 前項に基づき、本契約を解除した場合には、直ちに、河川法第20条の承認を受け、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

4 甲は、災害や河川管理上の問題等の緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本件契約を解除することができるものとし、乙は、直ちに、河川法第20条の承認を受け、自らの責任と費用負担により、名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義等に関する協議)

第13条 本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲・乙協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM 棟6階

大阪市
契約担当者
大阪市建設局長

乙